

# 重 要 事 項 説 明 書

(一般入居)

当施設は、ご契約者様に対してケアハウス入居サービスを提供いたします。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明いたします。

## ●● 目次 ●●

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 施設の概要	3
4. 職員体制	3
5. 当施設が提供するサービス	4
6. 利用料	6
7. 苦情相談窓口	7
8. 非常時の対策	7
9. 当施設ご利用にあたって留意いただく事項	8

**社会福祉法人 清水の会**

**ケアハウス パノラマ**

## 1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 清水の会
法人所在地	群馬県前橋市天川大島町三丁目705番地
代表者氏名	理事長 女屋 啓一
電話番号	027-261-0225
FAX	027-290-2558
設立年月日	平成13年10月15日（法人認可）

## 2. ご利用施設

施設の名称	ケアハウス パノラマ
施設の種別	軽費老人ホーム（ケアハウス）
施設の所在地	群馬県前橋市天川大島町三丁目705番地
施設長（管理者）氏名	猿山 政代
電話番号	027-261-0225
FAX番号	027-290-2558
開設年月日	平成13年10月15日（設置認可）

## 2. ご利用施設

施設の目的	社会福祉法人清水の会（以下「法人」）が運営するケアハウス パノラマ（以下「施設」という）は、入居契約者（以下「入居者」という）が、安心して生き生きと明るい日常生活を送れるよう支援し、介護を要する状況となっても介護保険制度の居宅サービスを利用することにより、安定・自立した生活を維持でき、生活の充実を図ることを目的とする。
当施設の運営方針	施設の運営管理は、ケアハウスが居宅であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく心豊かに生活できるように配慮していくものとする。
交通の便	・JR前橋大島駅前より徒歩10分 ・JR前橋大島駅より、タクシーなど車両で所要時間3分
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

### 3. 施設の概要

#### (1) 敷地および建物

敷地		1224.35㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート地上1階
	延べ床面積	410.5㎡
	利用定員	20名

#### (2) 主な設備

名 称	室数	面積	備 考
1人部屋	16室	22.8 ㎡	全室、冷暖房完備、トイレ、洗面、ミニキッチン
夫婦部屋	2室	32.4 ㎡	全室、冷暖房完備、トイレ、洗面、ミニキッチン

### 4. 職員体制

当施設では、ご契約者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

#### ①主な職員の配置状況

職 種	人 数	主な業務
施設長（常勤・兼務）	1名	施設管理者として職員の管理、調整、業務実施の把握、その他必要な指揮、命令など
生活相談員	1名	利用者の生活相談、面接、援助や、その他入居生活に関わる連絡、調整など
介護職員	1名以上	利用者の日常生活の介護、援助など
管理栄養士（常勤・兼務）	1名	献立作成、栄養量計算、調理上の衛生管理等の適正化を期するとともに調理員の指導など
事務員（常勤・兼務）	1名	庶務及び会計業務全般など
調理員	6～8名	利用者の給食業務など

#### ②職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
施 設 長	勤務日：月曜～金曜（土日祝は休み） 勤務時間：8：30～17：30
生 活 相 談 員	勤務日：勤務表により 勤務時間：8：30～17：30
介 護 職 員	勤務日：勤務表により 勤務時間：8：30～17：30
管 理 栄 養 士	勤務日：月曜～金曜（土日祝は休み） 勤務時間：8：30～17：30

③医師（協力医）

医療機関の名称	二子山クリニック
医師の氏名	富田 智之
診療科目	内科
所在地	群馬県前橋市朝倉町1丁目3-8
電話番号	027-263-1331

医療機関の名称	小山 歯科
医師の氏名	小山 敦
診療科目	歯科
所在地	群馬県前橋市亀泉町265-72
電話番号	027-269-0418

5. 当施設が提供するサービス

①利用料金に含まれるサービス

種類	内容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。</li> <li>・利用者は食堂にて食事とっていただくことを原則とさせていただきます。 (食事時間) 朝食 7:00～ 8:00 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00</li> </ul>
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浴室準備を行います。</li> <li>・入浴は施設指定の時間で行っていただきます。</li> </ul>
健 康 管 理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力医や職員が、健康管理相談を行います。また、緊急時必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関などに責任を持って引き継ぎます。</li> </ul>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設は、利用者及びご家族から、利用者の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> </ul>
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設では、利用者からの要望等を考慮し年間行事計画を作成し、教養娯楽・日常生活支援・サークル等の事業を行います。</li> </ul>
レクリエーション 行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設行事計画に沿ったレクリエーション行事を企画します。</li> </ul>
介護保険の申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護の必要性を感じ、ご本人及びご家族から介護保険申請の希望があった場合、申請の代行を行うことができます。</li> </ul>

#### ◆介護保険サービスについて

- ・日常生活においてご契約者本人が介護の必要性を感じたり、またご家族等からご契約者本人の生活上の問題点などのご相談を受けた時などに、ご本人が介護保険サービスの希望がある場合は介護保険申請を代行して行うことができます。
- ・介護保険サービスを受けることにより、サービスにかかった費用の1割～3割分を自己負担、7割～9割分を介護保険で負担し、各介護保険適用サービスを施設内で受けることができる制度です。
- ・介護保険サービスとしてその都度の実費負担なく利用できるサービスがあります。
- ・介護保険制度に関わる申請、サービス内容、利用料金等に関するご相談やご質問は、生活相談員、ケアマネージャーへ、お気軽にお問い合わせください。

#### ※サービス提供における事業者の義務

当施設では、ご契約者様に対してサービスを提供するにあたり、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認し対応いたします。
- ③ご契約者から介護保険の要介護認定申請の希望があった場合、要介護認定の新規申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体拘束、その他行動を制限する行為を行いません。  
但し、ご契約者又は他の契約者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体などを拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従業者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た、ご契約者又はご家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)  
但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関などにご契約者の心身等の情報を提供します。

## 6. 利用料

### 月額利用料

・下記の料金表<表1>により、ご契約者様の収入によって決定された合計が月額の基本利用料となります。

注1) 自室で使用された水道光熱費がかかります。(各居室に設置したメーターでの算出)

注2) 11月～3月の間、冬季加算(共有スペース等の暖房費) ¥2,710 が加算されます。

< 表1 >

[単位：円]

対象収入による階層区分		利 用 料 金			
		サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	合計
1	1,500,000円以下[夫婦部屋]	7,000	48,764	15,000	70,764
	1,500,000円以下[個室]	10,000	48,764	15,000	73,764
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000	48,764	15,000	76,764
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000	48,764	15,000	79,764
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000	48,764	15,000	82,764
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000	46,764	15,000	85,764
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000	48,764	15,000	88,764
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000	48,764	15,000	93,764
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000	48,764	15,000	98,764
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000	48,764	15,000	103,764
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000	48,764	15,000	108,764
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000	48,764	15,000	113,764
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000	48,764	15,000	<b>120,764</b>
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000	48,764	15,000	127,764
14	2,700,001円～2,800,000円	71,000	48,764	15,000	134,764
15	2,800,001円～2,900,000円	78,000	48,764	15,000	141,764
16	2,900,001円～3,000,000円	85,000	48,764	15,000	148,764
17	3,000,001円～3,100,000円	92,000	48,764	15,000	155,764
18	3,100,001円以上	99,992	48,764	15,000	163,756

但し、「群馬県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」改正に伴い変更いたします。

※この表における「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

③ご契約者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は下記の通りです。

- (1) 入院期間中であっても、<表1>の「サービスの提供に要する費用」「生活費」「居住に要する費用」及び居室の水道光熱費（使用された分）の合計利用料金を請求いたします。
- (2) 6ヶ月を超える長期入院の場合、ご契約者、保証人、施設管理者で協議を行い、今後の対応を決定いたします。

## 7. 苦情相談窓口

当施設では、苦情の解決に向けて下記の通り苦情相談解決責任者、苦情相談窓口責任者、苦情相談受付担当者及び第三者苦情受付窓口の体制を整えております。

①サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

施設内ご利用相談窓口	苦情相談解決責任者：猿山 政代（施設長） 苦情相談窓口責任者：小野崎 高志（生活相談員） 苦情相談受付担当者：全職員
ご利用方法	受付時間（8：30～17：30） TEL：027-261-8555（代表） TEL：027-261-0225（直通） E-mail：panorama@kiyomizu.or.jp
※直接の相談は相談室などを利用し、プライバシーへの配慮をいたします。	

②行政機関その他苦情受付機関

前橋市 介護保険課	住所：前橋市大手町 電話：027-224-1111
--------------	------------------------------

③第三者評価 現在行っておりません

## 8. 非常時の対策

非常時の対応	「施設避難計画」に準じ対応を行います。
平常時の訓練など	「施設避難計画」に準じ対応を行います。
緊急自体の対応	「施設避難計画」に準じ対応いたします。

## 9. 当施設ご利用にあたって留意いただく事項

持ち込みの制限	衛生管理の観点から、食品（腐敗しやすいもの）、危険物（刃物等）、獣類（ペット等）などは、原則として持ち込むことができません。
来訪・面会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会時間 9：00～21：00（その他必要に応じて面会できます）</li> <li>・来訪者は、必ず面会受付簿への記入をお願いいたします。</li> <li>・来訪される場合、食品（腐敗しやすいもの）の持込はご遠慮ください。</li> </ul>
外出・外泊	職員の付き添い以外で、外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出いただき、外出、外泊簿へのご記入をお願いします。
食 事	外出などにより食事が不要な場合は、前日までにお知らせください。 10日前にお知らせくだされば返金いたします。
浴室の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浴室での、毛染め、衣類の洗濯などは禁止です。</li> <li>・その他、迷惑行為、浴室の汚染、浴室の破損、危険行為等も固く禁止します。</li> </ul>
喫 煙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室での喫煙は防火上禁止します。</li> <li>・所定の場所以外での喫煙も禁止です。</li> </ul>
飲 酒	施設長又は主治医等の許可がある場合のみ、居室内での節度ある適度な飲酒を許可します。
火 気 の 使 用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災予防上の理由から、居室内での火気使用はご遠慮ください。</li> <li>仏壇などの線香やろうソク、石油温風ヒータ、石油ストーブ、電気ストーブ、ハロゲンヒータ等の火気使用による暖房機器類の使用はお断りいたします。</li> <li>・その他暖房機器などについては、一度お問い合わせください。</li> </ul>
迷 惑 行 為 等	騒音、悪臭など他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに他の入居者の居室に立ち入らないように願います。
宗教活動・政治活動	当施設内で、他の入居者に対する宗教活動、政治活動はご遠慮ください。

ケアハウスの施設サービスの開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

説明者 職種（生活相談員）氏名 小野崎 高志 ⑩

私は、本書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け、内容を理解しサービスの開始に同意いたしました。

契約者 住所  
氏名 ⑩

身元保証人 住所  
氏名 ⑩

身元保証人 住所  
氏名 ⑩